

障発0306第9号
令和2年3月6日
一部改正 障発1225第1号
令和2年12月25日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
関係団体の長
地方厚生(支)局長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

精神保健福祉士養成課程におけるソーシャルワーク実習を行う
実習施設等の範囲について

精神保健福祉士養成課程におけるソーシャルワーク実習を行う実習施設等の範囲については、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第八項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(平成10年厚生省告示第10号。以下「実習施設等告示」という。)に定められているところであるが、今般、実習施設等告示第16号に掲げる施設又は事業等を下記のとおり定め、令和2年4月1日より適用することとしたので、参考までに通知する。

記

1 実習施設等告示第16号に規定する実習施設等の範囲

実習施設等告示第1号から第15号までに掲げるもののほか、厚生労働大臣が認める施設又は事業は次のとおりとする。ただし、精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。

- (1) 実習施設等告示第1号から第15号までに定める施設以外の施設でソーシャルワーク実習を行うのに適当であるとして厚生労働大臣が個別に認めた施設又は事業

2 1 (1) に掲げる施設又は事業に係る個別認定

(1) 1 (1) に係る厚生労働大臣の個別認定を受けようとする施設又は事業については、次の基準をいずれも満たすものとする。

ア 当該施設における業務として、各種の精神保健福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。

(精神保健福祉に関する業務とは認められないものの例)

医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等

イ 「指定施設における業務の範囲等について」(平成23年8月5日障発0805第4号当職通知) 1 から4 (3 (16) を除く) に掲げる職種の例と同等以上の精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。

(2) 1 (1) に係る厚生労働大臣の個別認定の申請は、次の手続により行うこと。

精神保健福祉士養成施設等が取りまとめ、別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。